

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目一八の二コーポル横ヶ谷九〇四 電話(03)337714649

FAX(03)3229915367

振替 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 東京労金本店 No.1154163

購読料 月額 600円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

「春闘」ードイツ、アメリカ、日本

編集部……2

臨界事故、原子力行政、そして選挙

川野 弘子……3

ー「脱原発とうかい塾」からの報告ー

「原子の火に殺される」東海村民から

藤井 学昭……5

どこから、何から始めるべきか

松枝 佳宏……8

ー聯合員がー日本労働運動再建への兵庫からの提案(下)ー

◇読む、詠む、積ん読◇

日の丸・君が代の戦後史……

12

自民、自由は五年以内に「改憲」主張……

13

ー「憲法調査会」で憲法論議はじまるー

14

寝たきりの人が「契約」できるの……

14

ー介護サービス実施に新たな問題浮上ー

14

介護保険と介護サービス契約書について

高野 範城……14

ー契約締結の問題点(二)ー

16

読者からのおたより……

16

刊 旬 社 会 通 信

NO. 762

二〇〇〇年三月一日号

二〇〇〇年三月一日発行
(毎月一日・二日・三日三回発行)

「春闘」——ドイツ、アメリカ、日本

労働組合「再強化」の課題は日本だけにかぎらない。北欧諸国を除くすべての労働組合が、組織率を減らし、社会的影響力を後退させているからで、「組合改革」は世界の労働組合の共通の課題である。労組の社会的影響力低下に、ILO（国際労働機関）ですら憂慮の念を表明し、「国際労働基準」作成にかつてない熱意を示している。ILO「結社の自由委員会」が、満十三年も闘い続ける国鉄の「労資紛争」に、①組合間差別はあった、②団結権を侵害する不当労働行為、③一〇四七人の「職場復帰」を勧告したのもその一環である。

一九八〇年代以降、アングロサクソンのイギリス、アメリカ、ニュージーランド、オーストラリアで、ヨーロッパ大陸でも組合破壊攻撃がおこなわれ、今日の事態を招来した。グローバリズムと規制緩和、そして世界的大競争が、労働者の地位をさらに不安定にし、社会秩序の安定のためにも一九世紀的労働条件「克服」が世界的課題となったのだ。昨年末のWTOシアトル閣僚会議が労働問題でパンクしたのはその典型である。アメリカのAFL・CIO（米労働総同盟産別会議）は、組織拡大に全力をあげ、その成果が目に見えるようになった。AFL・CIOは予算の三分の一を組拡にあて、一昨年、昨年と組合員の純増を達成している。AFL・CIOの会長組合のSEIU（サービス産業国際労組）は七千万ドルを組拡に使っている。

一九九九年のアメリカでの労働組合加入者数は一六四八万人で、前年の一六二一万人から約二万五〇〇〇年増加。過去二十年間で最高の増加となった。九九年には新たに六〇万人が労働組合を結成、九八年度比で二五％以上の大幅増加となった。こうした傾向にたいし、スウイニー会長は――

「組合員が二十年ぶりの増加となったことは、労働者の組合結成を支援するわれわれの努力が功を奏していることを示す」

「働く人たちが自分たちに関係する問題で発言力を拡大するためには組合員の増加が絶対に必要。今後の課題は、これまでの努力をさらに強めることだ」

と、今後も組合結成などを推進する方針をあらためて明らかにしている。

ドイツは、今や日本にとって変わり「春闘」を先導する部隊となった。中心はDGB（ドイツ労働総同盟）傘下のIGメタル（金属産業労組）である。先導役を務めるIGメタルは①五・五％の賃上げ、②年金受給開始年齢の六五歳から六〇歳への引き下げを要求。「適正賃金の長期的継続」を主張するドイツ財界に先制パンチをくらわせた。ユニオン連合傘下のIMF・JC（日本金属労協）のベア一％要求とはえらい違いだ。JCは定昇二％をいっているが、成果・成績主義の荒波の中で基礎賃金は低下の一途。それだけにとどまらず退職金・年金・企業福利は「総額人件費抑制策」で現場労働者（中間管理職ふくめ）からは悲鳴とウメキが聞こえてくる。

さらに深刻で生活破壊を強めているのが、「定年六〇歳」を空洞化するさまざまな退職勧奨策だ。五〇歳前半で出向・転籍で、賃金は五〇〜七〇％に急降下する。子ども達はまだ養育期。しかも、会社のめっちゃくちゃな労務管理で父親は家庭、子どもの教育に使う余

力は皆無で、母親が一身にその責を負う。子ども達も、父親の家庭での無気力に愛想をつかし、「我が道」をゆく、「家庭崩壊」の始まりである。教育問題では、まず「働き方」から問うことが求められている。

(編集部)

臨界事故、原子力行政、そして選挙

—「脱原発とうかい塾」からの報告—

「大本営発表」

今回の東海村JCO事業所の臨界事故に際し、皆様方からお電話やらお手紙、おハガキなど多くのお見舞いをいただきありがとうございました。お陰様で大したこともなく…と書きたいところなのですが、実際はそうではないようです。

東海第二原発差し止め訴訟裁判を三〇年近くやっていいる東海村在住の相沢一正さんを中心に、二年半前の動燃爆発事故以降「脱原発とうかい塾」をはじめたのですが、ここが主催をして一九九九年十月十六日(土)に、京都大学の原子力の専門家、荻野晃也先生を招いて、「放出された放射能と汚染」とのテーマで講演会を行い、会場いっぱい一〇〇人が集まりました。荻野先生は十月二日に、京都からかけつけ、三日にJCOの周辺から土やヨモギ、落葉などを採取して研究室で分析した、その結果を話してくれたのですが、詳細は同封した資料にありますので読んでいただきたいと思えます。これは「週刊金曜日」に記事として掲載されたものだそうです。

このお話の中でたいへんショッキングだったのは、たいしたことない事故だった、放射線は出た(中性子線とかガンマー線など)が放射能は出なかった(実際は出ていたのに)という立場を国・県・村・マスコミとも徹頭徹尾貫いたという事実です。公表すればパニックになり今後の原子力行政が破たんするからだそうです。

私も、九月三十日夜は、もし爆発したらよそに避難しなければならぬのに、「国道も、高速道路も封鎖、電車もバスも通らない、逃げる方法は車だけ、それも二四五号線に集中する。それこそ大渋滞でパニックになり被爆させられる。そういう事か」としみじみ実感しました。行政のいう事を信じないで「避難する権利」も非常に大切だそうです。

高速増殖炉「もんじゅ」のナトリウム漏れ、動燃爆発事故など、今までの大小のあらゆる事故が事故かくしをしていたのが後から明らかになりましたが、今回も例外ではなかったのです。とにかく今度の事故が子供達の健康にどう影響するか心配です。でも東海第二原発で事故がおれば、今回の事故の「三千万倍」の危険性があるそうです。

大人の責任として、人類と原子力は共存できないことを肝に銘じ、太陽光や風力や波力・地熱など自然を利用した安全な発電をするように声を大にしていきましょう。私達一人一人が、もつともっと勉強して、だまされないようにしなくてはなりません。

また、自分の生活を見直し、余分な電力を使っていないか、もつと節約できるところはないか点検してみることも必要なのではないでしょうか。

放射性廃棄物

JCOの臨界事故では放射線・放射能のこわさをいやというほど思い知らされました。

住民の被曝の実態や対策など具体的に何も明らかにされていないこの時期に、JCO社長は事もあろうに仕事の再開を言いました。何という住民をバカにした態度でしょう。ふざけるのもいい加減にして、といたくなるのは私だけではないでしょう。国も含めて、早くこの問題に幕引きをしたいという思いが見え見えです。私達は健康面、精神面を含めて、今後長期間きちんとしたケアを求めていかなければなりません。そしてこの原因となった原子力政策そのものも大きく転換する好機ではないかと思えます。

アメリカにしろ、ヨーロッパにしろ世界の流れは「脱原発」です。なぜならば、原子力は人間の力では完全なる管理は不可能な危険なものであることが何といても第一ですが、もう一つは原発などから出る放射性廃棄物の処理問題です。

原発は建設当初からトイレなきマンションといわれてきました。日本では廃棄物処理費用を計算に入れないで（我々の税金でまかなっている）原発は低コストだといっています。これを含めて考えたら商業ベースでは採算がとれないのです。

そしてこの廃棄物を入れたドラム缶などが全国の原発にすでに百万本、東海にも勿論、原発・核然サイクル機構、原研・JCOなどの民間会社も含めると、膨大な数のドラム缶が保管されています。とくに、高レベル廃棄物の中にはたくさん種類の放射性物質が含まれています。その中の一つ、プルトニウムは半減期（数値が半分になる期間）が実に「二万四千年」という気が遠くなるような年月を要します。つまり廃棄物は半永久的に管理しなければなりません。

現在の私達が便利に生活した結果を子々孫々にこのような形でつけを残してしまっているのでしょうか。相沢一正さんは東海第二原発運転転差し止め裁判の原告団として、三十年間も闘いぬいてきた「知る人ぞ知る」人です。この人が村議選に立候補を決意してくれたことを心から喜んで一人です。県内の他市町村の方々はもちろんのこと、日本中いや世界に悪名をとどろかせてしまった東海村ですから、世界中がこの選挙を注目しているといってもよいでしょう。

できるならばトップ当選、さもなくば上位当選をさせないと東海村の良識が問われてしまいます。日本最初に「原子の火」をともした東海村から日本の流れを「脱原発」へと変えていこうではありませんか。その第一歩が今回の村議選です。

「脱原発とうかい塾」

今から約三年前の旧動燃の火災爆発事故は、放射能が環境に放出されたこと、そこに働く労働者が多数被曝したことなど、国や関係者が原子力は絶対安全と宣伝してきた「安全神話」が崩壊した、衝撃的事故でした。この事故のあと、相沢、藤井さんを中心にして東海村内でも何らかの「反原子力」の会を作ろうとの呼びかけがあり「脱原発とうかい塾」が発足したのです。当初は十数人が集まり、月一回脱原発へ向けての本の読み合せ学習や何か事あるごとに原発や動燃、さらには役場に新設された原子力対策課への申し入れなどを行ってきましたが、転動やら家庭の事情やらで人数が減り、最近では息切れ寸前でした。ところが九月三〇日のJCOの臨界事故です。

この夜の背筋が凍るような不安と恐怖、いらだちは言葉ではとうてい言い表せません。十月二日深夜、相沢さん宅に研究者がかけつけ、翌日、JCO周辺やらいろんな地点で土

やヨモギ、落葉などを採集して測定し、数値を公表してくれました。この事がなかったらどんなにか情報隠しが行われたことだろうと思うとゾッとします。

年内に三回、年明けて告示日前までに三回「とうかい塾」としてその報告集会を持ちました。十月十六日の第一回は何しろ初めてのことであり、何人集まってくれるか不安でしたが、会場いっぱい一〇〇人以上が集まり熱心にメモをとりながらの緊迫した集会となりました。三回目が終わった後の懇談会で村議選が無投票なるらしいとの話が出て、「これだけ大事故のあとなのに」という思いがみんなの中に。さて誰が候補者になるかで困ってしまいました。当選したとしても反対勢力は二十一対一です。太刀打ちできるのは相沢さんしかいない。悩んだ末に相沢さんが決意してくれました。

投票日は一月二三日、実質的に動き出したのは一月からです。無謀とも思える挑戦は文字通りみんなの熱意、手作り、手弁当で、八一一票八位当選を果たしました。黒子がいきなり役者になったような「とうかい塾」、今後どう議員を支えるかが課題です。

(「脱原発とうかい塾」・川野 弘子)

「原子の火に殺される」東海村民から

ここ東海村には「わたくしたちは、ゆかしい歴史と原子の火に生きる東海の村民です」から始まる村民憲章なるものがあります。「原子の火に生きる」と自らの生き方、精神までもが原子力に縛り付けられ、住民が意見を述べたり疑問に思うことすら許されない威圧感をもって、人々が原子力の奴隷と化している姿がこの憲章に如実に現れているのではないのでしょうか。

九五年三月十一日に起こった核燃料サイクル機構(旧動燃)の爆発被曝事故以降もこの姿は変わりませんでした。そこでの再処理事業再開を目論む地元説明会では「原子力は地場産業だ。反対する奴は村から出ていけ」と言う言葉が地元住民の中から叫ばれる状況がありました。このようななかでまたしても、原子力産業を担う(株)JOCで大事故が起こったわけです。

日常生活の中、とつぜんの「屋内待機」

九九年九月三〇日は雨上がりのいいお天気でした。事故は午前一〇時三五分に発生しました。JOC東海事業所の転換試験棟内で、三人の作業員が核燃料に加工する核分裂性ウラン235から不純物を取り除く作業の最終工程で、硝酸に溶かしたウラン溶液をステンレス製バケツから沈殿槽に投入している最中ウランが臨界に達し、四方八方に大量の中性子線とガンマー線の放射線と、放射線をだすヨウ素131などの放射性物質を放出しました。その後、東海村住民への連絡は十二時三〇分という通報の遅れです。その二時間の間には、ごく普通の日常生活があったのです。

現場周辺では、乾燥いもを作るためのサツマイモを掘り起こす準備やハウス畑でのいちご苗の手入れ作業が始まっていました。雑木林の手入れ後の跡片付けにも心地よい汗をかくほどの気持ちよのお天気だったのです。小学校の校庭では元気な声が響き渡っていました。幼い子供たちは庭先で遊び、妊婦さんは散歩をしていました。どここの家も窓を開け放

し布団を干していたのです。今年の夏の厳しい暑さから解放されたさわやかな晴天がそこにあつたのです。

私たち村民は事故二時間後に村の防災無線によつて屋内待機を知らされました。何が起きたのか判らないまま時間が過ぎていきます。午後三時すぎ、東海村長は、災害対策法には基づかずに独自に現場から三五〇メートルの住民に自主避難要請を出します。

「JCOの職員が避難している。住民が避難しなくてよいわけがない」「今まで我が国には原子力事故で住民を避難させた経験がない。国や県と連絡が取れない中で住民の命を守るために自分の責任で前例のない処置に踏み切らざるを得なかったという状況を理解してほしかった」と孤立無援の苦汁にも似た村長の苦悩が伝わってきます。

そのとき茨城県、国はガンマー線の数値が下がっているということで問題を終息させることだけを考えていました。特に政府は小淵改造内閣の準備で「余計なことは早く済ませろ」という雰囲気はひしひしと伝わってきます。小淵首相は「原発で事故が起こったようだな。でも僕の頭の中は組閣で一杯なんだ」と記者に語っています。住民に放射線が降り注いでいるその時にです。

科学技術庁の事故対策本部（本部長は有馬科学技術庁長官）が設置され、国の原子力安全委員会の専門家らで構成される緊急技術助言者組織も招集されたが、そこでは現場である東海村が避難要請を出しているにもかかわらず、午後四時過ぎの官房長官会見では「これ以上拡大しないものと認識している」と語り、予定通り内閣を改造すると明言し沈静化にやっきになっているのです。

ところが、一七時五分になって初めて中性子線測定をして、事業所の敷地境界線でなんと四ミリシーベルト／hが計測されるにいたつて、事態は一気に緊迫化してきました。まだ臨界が続いていたのです。やつと政府も小淵恵三首相を本部長とする対策本部を立ち上げました。午後八時を過ぎていました。もちろん翌日の内閣改造は延期になりました。

そもそも、この工場では「臨界事故」を想定していません。ここは核燃料製造工程の工場であつて、原料であるウランをたとえどのような扱いをしても、それが核分裂を起こすことなど考えていなかったのです。何もない野原で一六kgのウランと水とで世界最小の原子炉を作ってしまったのです。それが二〇時間隔壁容器も制御棒もないところで自動運転してしまつた訳です。現場周辺には、コンクリートも貫く中性子線とガンマー線が飛び交つたのです。無能な科学技術庁の役人、無知な原子力安全委員会、事故を気にもかけない首相などこれが私たちの国家なのです。

「シーベルト はじめて聞く、恐怖の値」

「被曝」なる言葉が私たちの日常生活にあるでしょうか。「シーベルトはじめて聞く恐怖の値」と水戸市の小学生が川柳を作りました。シーベルトなる単位が私たちの生活に必要でしょうか。この非日常が毎日の生活に覆いかぶさり、私たち住民は疲れきりました。目には見えず、臭いもしない今回の大惨事は何を意味しているのでしょうか。ただ「被曝」という事実を抜きにしては身の回りの風景は何も変わっていないのです。

どのような経過をたどつて今回の事故が起きたかは少しずつ明かになってきました。この国の原子力産業がどれほどいいかげんなものか。許認可を与えた国の責任がいかにひど

い内容であつたか。

しかし、地域住民にとつての問題は、外部に放出された放射能とは何か。その恐怖と不安を与えたことにほかならないのです。臨界事故によりどのような放射線が、放射性物質がどのように飛散したのか、その範囲は、量は、種類は何か。それが住民である私たち一人ひとりにどのような影響と意味をもつものなのか。私たち地域住民は少なからず被曝しているのです。

このような暗く重苦しい日常の中で、行政である国県村は何をしてきているでしょうか。住民に対する健康への疑問には、ただただ「安全だ、大丈夫だ」「思ったより少ない」という言葉だけを繰り返すのみです。行政の窓口が本当に親身になって話を聞いてくれるでしょうか。「この程度の被曝では大丈夫です。安心安心」これで終わりです。なんと数十ミリシーベルト被曝しているらしい人に対してもこの言い方をしているのです。

一人ひとりの実際の被曝データがいかなるものか、その数値の意味するところは何か。子供への影響はどうか。行政レベルでは全く語られていません。基本的データを出し渋り、何事もなかったような説明を繰り返す科学技術庁こそ住民に対して重大な犯罪であると気が付くべきです。今まで経験したことがない現実直面して、一人ひとりが誰に何を聞いたらいいか、相談したらいいのか判らないなかで悶々とひとり不安と恐怖の中に苦しみ、虚無感に覆われながらおろおろして、今を生きているのです。

国家による無差別殺人

東海村には「核兵器廃絶と核の平和利用推進」という看板が立てられています。今回の事故が明かにしたことは、人間の放漫さがつくりだしたこの核利用の考えが成り立たないことを示しています。原子力を平和利用と語るときには、いかにもエネルギー問題かのように錯覚させられますが決してそうではありません。放射能の問題なのです。核の本質は、「いのちを殺す」ことにあるのです。この点を今回の事故は教えているのです。

私の連れ合いは「こんなところには住みたくない。何でこの人は放射能の危機感がなの。子供を連れて実家に帰る」と語ります。そのとおりなんです。私は自分のふるさとに自信がもてなくなってきました。

東海村は阿武隈山系の南の端っこを眺めながら、ここから関東平野が始まるのです。悠々と久慈川が流れ、鮭が遡上してきます。川にかかる木橋から望む山並みがとてもすてきなんです。しかし、川下に目を移すとそこには原発の煙突が見え、延々と送電線が伸びているのです。気が滅入ってしまいます。本当にここで子供と共に生きていけるのか。育つていけるのか。事故後なん家族かが引つ越したといううわさを聞きました。私はぐずぐずしながら連れ合いへの言い訳の日々が過ぎていきます。

原子力産業に従事する作業員をはじめ近隣の住民に、どれだけ被曝者を作り続けたら済むのでしょうか。私たちが守るべきものとは何でしょうか。国家が守るべきものとは何でしょうか。国民ではないのです。この前の戦争末期、国体護持の名目でどれだけの人々が殺されていったのか。「軍隊（国）は住民を守らない」と沖繩で聞いた言葉を噛み締めています。国は安全宣言を敏速に出しても、避難要請は一切出しませんでした。日本のエネルギー政策（原子力）を守るためにどれだけのいのちが殺されなければならないのでしょうか。

うか。私たちが守るべき生活とは何でしょう。

東海村民もさすがに今回の事故では打ちのめされました。なぜなら被曝をしている作業員をはじめ何百という昔ながらの人々の顔が浮かぶのです。原子の火に殺される、国家による無差別殺人であるとはつきり見えてまいりました。

どうか皆さん、この東海村に思いを馳せてください。まだまだこれから大変なことになってきます。差別と偏見も生み出していくでしょう。どうかこの国が国是としている原子力政策に対し怒りの声、悲しみの声を発してください。国家・原子力産業に対して、また自らに対しても。この辛さ、悲しみを全国の皆様にお伝えします。

〔草の根通信〕第三二六号 藤井 学昭

どこから、何から始めるべきか

—日本労働運動再建への兵庫からの提案(下)—

「新しい酒は新しい革袋に」という西洋の諺があるが、兵庫では新しい運動と新しい組織づくりが始まっている。

労働運動センター構想 労働運動センターの構想を考えるにあたって

1、労働組合共闘……中心を担える産別機能の確立

ひょうごユニオン(武庫川・あしや・神戸・明石・姫路…) / ○民間労組 / ○職労 / ○組合 / ○支部 * ○退職者協議会 + ひょうご青年協議会 / + ひょうご女性部連絡協議会

2、地域共闘…: 地域での交流・共闘の窓口・拠点づくり

○地区労 / ○地区労センター / ○労組交流会 / ○労組共闘会議 * ○地域勤労者協議会 (○地域居住者会議) * ○労組支援共闘会議 + ○地区労青年女性協議会

3、分野別センター…: 運動を発信し、蓄積するセンター機能

ひょうご労働相談センター / ひょうご労働安全センター / ひょうご平和運動センター / ひょうご環境問題連絡会議 / ひょうご人権センター / ひょうご○○センター / 他

私はこの「労働運動センター構想」を全体のものとしていくことであると考えている。すでに、ひょうごユニオンは、たち上げが終っているし、今後は労働相談センターを実体化していき、県下各地に地域ユニオンを拡大していくことである。また、そのためには、地区労、地域共闘組織の結成、拡大、強化は重要な任務となる。地域でいくつかの労働組合(支部・分会)が交流し、退職者などの協力も得ながら、共同して労働相談を実施し、未組織を組織する、それは単一の組合であったり、合同労組(ユニオン)であったりする。さらに今日、ひょうご安全センター結成の準備が進んでいるし、退職者の組織化をめざして、熟年者ユニオン結成の動きも具体化している。私たちは、これらの動きを「県総評的なもの」(労働運動センター)の実現をめざしたものと意識的に積極化しなければならぬ。

情勢は、改憲阻止戦線の構築を求めているわけだが、それは同時に階級的労働運動再生の道でもある。この「労働運動センター構想」はその具体化策である。私たちの現段階は、運動づくりと司令部づくりが並行して進んでいるということでもある。矛盾は噴出し、課

題は山ほどあるが、残念ながらそれを担う活動家が圧倒的少数であるということであり、また活動家はいても任務配置が不明確である。組織づくりは人づくりであることを銘記すべきであろう。そのため、私たち自身の経験にもとづく「古い考え方」を脱却する必要もある。その時参考になるのが、地域労働運動と少数派運動のたまたかの歴史である。

地域労働運動 兵庫においては、社労センター、県共闘とは別にもう一つの流れがある。地区労の運動である。連合の発足と同時に再編、改組という荒波に襲われたが、再編成の中で排除された中・小労組の世話役・まとめ役、そして地道な未組織対策（神戸ワーカーズユニオン、武庫川ユニオン）として地域労働運動を、担ってきた。この流れは、大震災の中で姿の见えない労働組合とは違って、全国のコミュニティユニオンに支えられながら被災地労働相談などを展開し、今日、ひょうごユニオンをはじめ労働組合運動の中で光る存在となっている。この「労働運動センター構想」も地域労働運動の積み上げから発せられている面も強いのである。

私自身、やはり産別、個別労組優先であって地区労の活動をどれだけ理解できていたのか反省点がある。労戦再編成の柱の一つに県評、地区労問題があった。だから地区労を守ろうと交流会を開いたり、国鉄をはじめ反行革闘争を地域共闘の軸とした。しかし、やはり産別・労組からみた地域共闘であり、地域からの視点、地区労を担う仲間の思いからの提起であつたらうか。事実、連合の発足と同時に地域とのかかわりは弱くなったといわざるを得ない。

大震災は労働者間に大きな格差があることを示した。私たちは組織労働者の闘い―春闘や公務員の賃金・労働条件が、中小・未組織そしてコメ（農民）などの下支えをするといってきた。しかし、震災は、中小未組織の劣悪な賃金・労働条件の上に、すなわちその犠牲の上にビッグユニオンの存在があることを教えてくれた。一面、春闘などは相場づくりを果してきたのは事実だが、それは中小未組織を支える闘い、全労働者の統一闘争の結果貫かれるということなのである。また、復旧・復興過程をみた時「震災弱者」を支えるのではなく、この格差・差別を放置する、またはやその犠牲の上に私たちの復興があつたのではないだろうか。その結果、格差は広がってくる。こういう自己批判も迫られている。さらに付言すれば、ガレキの中、被災者を支えるといっても、どう支えるのか、その術さえわからず、右往左往したのもまた一方の実態である。結局、官製の救援活動に巻き込まれるか、それを批判するだけにとどまった面もある。寝袋をかつき、テントを持参し、お互いが連絡をとりあつて単身でも果敢にかけつけてきたNGO等の仲間の自主性・主体性に学ぶ必要がある。その中で、地区労の仲間たちの被災労働相談から「被災労働者ユニオン」の運動は、私たちに労働者・労働組合の自律性、主体性、組織性とはなにか、団結・連帯とは何かを問いかけ、巻き込んでくれたのである。

震災の経験を通して「労戦統一」とは何であつたのか、あらためて考えさせられた。「労戦」は一九八〇年代中曽根臨調と並行して進んだ。すなわち日本独占資本の海外進出の本格化と軸を一にしており、世界的大競争へ突入していたのであり、それにとまなう日本国内の産業再編成と民間大労組の大産別志向、ビッグユニオン連合結成は当然であつた。本来ならば、行革リストラで犠牲を強いられる労働者の結集（全的統一）と労働者政党（社会党）を軸とした統一闘争が求められたのであるが、企業別労組の基盤が掘り崩され

中、既得権擁護とともに、減税など企業別労組を組織する中間層労働者の利益を代表する形で展開することになった。だからこそ、政党再編成もまた急であった。

ようするに、中小未組織は切り捨てられ、国民春闘路線は完全に破綻したのである。労働組合の政党別再編成も、全国統一には大きな障害となった。

少数派運動 次に少し少数派運動にふれておきたい。私たちは地労委や裁判闘争について避けてきた面がある。職場闘争からの回避（仲間から遊離する）、労働組合の課題として闘うべきだ（組合から離れた個人争議は労働組合の強化とは違う）、裁判所は権力機構で、結局負ける、勝ったとしても、職場闘争がなければ、生かせない等々である。たしかに、労働者は国民の中で圧倒的多数を占め、労働者の問題は労働組合の課題としてとり上げ闘われる必要があるし、地労委、裁判等は補助、あるいは最後の手段だという一面を持っている。しかし、労働組合自身が保守化し、右傾化する中では、資本の側の人権侵害に対しては毅然とした人権闘争としての地労委、裁判闘争を積極的に位置づけ、社会問題化していく必要がある。

さらに、私たちの弱さに、逆に主体性論が強すぎる面がある。指導部が悪い、それを変える私たちの力が弱かったのだ、だから力をつけるしかない。そしてこれが企業別組合運動の延長線上で考えられると「うちの組合は」「あんたの組合は」と、責任を他に転嫁する傾向強くなるのである。たしかに主体の側の強化は第一義であるが、そのため、客観的情勢の中でどう方針を確立するかである。

そこからすると、郵政の仲間の人権を守る闘争は教訓的である。労働組合の右傾化の中で「人権を守る会」を結成し、処分・配転に抗し、人事院闘争、裁判闘争を展開してきた。また「鉄鋼」の仲間たちは会社・組合から活動家差別を徹底され、また能力主義賃金、離籍出身など人権を無視した合理化攻撃に人として譲れないと、地労委闘争、裁判闘争にたち上がったのである。国労闘争はその極である。未組織の仲間は労働組合がないから劣悪な条件で働かされているのであり、組合を作れと教えるだけではどうしようもないし、中小、零細では、組合運動そのものが争議であり、労働組合、労働者の連帯がない中では、もともと少数派なのである。だから、口さきだけの労働組合強化論は、企業別組合が主流の日本では、ビッグユニオン（大手民間、公務員）の論でしかない。ようするに「強者の論理」であり、そこに一人の活動家として方針に自立性がないのである。しかし今、企業別組合の基盤が揺れ、どうするかが問われ、一方で中小零細企業の淘汰が進み、大きくは失業をはじめ、雇用が流動化している時、少数派運動に学ぶ面も多いのである。

地区労、少数派運動―そしてユニオン、そこにはこれからの新しい労働組合の道がある。

当面する二つの課題

労働運動センター構想の具体化のためには、第一に労働運動センターを支える多くの労働組合、個人の協力・支援がある。協力してくれる労働組合の拡大は重要である。

しかし本当に日常の交流が弱いわけで、当面は二つのことに視点を定め、具体的な支援、協力を具体化することである。その一つは、地区労的なものの結成である。たとえば共同して労働相談を展開し、未組織労働者の組織化、支援にとりくむ。その他、福祉にかかる諸問題、自治体改革、反戦・平和など、地域共闘の課題はたくさんある。

どこから始めてもよいが、労働者として解雇、失業など労働問題は避けては通れない。その二つは、安全センターなど個別課題における共同作業、財政・人的支援である。当面はこれらの行動の中で交流を深めることであろう。

第二は「少数」派結集ということである。私たちは、労働組合運動を作りかえよう、という意味では、ほとんどが「少数」派である。そして現在、郵政人権を守る会、大手企業労働者交流会、教育労働運動研究会、N T T反合理化研究会、自治体労働運動研究会など多くの産業別交流組織がある。産業別事情、その歴史的経過によって、その位置付け、役割、活動内容もそれぞれ違う。しかし、現時点で一致している点は既存の労働組合の階級的強化を粘り強く追求するという姿勢であって、それ自身が運動体ではないということである。労働組合の各級機関の役員を担っている仲間もいるが、お互いが交流し励まし合つて学習会を組織したり、職場にあらわれる矛盾に立ち向つたり、じつにたいへんな「苦闘」を展開している。私は当面はこれらの活動を続け強化する以外にはないと思うが、状況に依じてはいつでも運動体に転化、あるいは発展させる構えと準備が必要であると考えている。合法と非合法、双方の展開である。現情勢は職場で個別争議がいつ、どのような形で起つても不思議ではない情勢であるし、かつ、労働組合―団結が破壊される局面もありうるからである。また、企業別組合の企業内闘争が限界を迎えている時、非正規労働者との組織化と支援、あるいは企業をこえた職種別交流や産業別結集は必然であり、その努力は、当然にも運動体(新しい労働組合)へと発展すると予想されるからである。

第三は、少し大きく構えるということである。「労働運動センター構想」と改憲阻止戦線との関連である。職場で個別争議が起つても不思議ではない状況と先述したが、これは社会全体にもいえることである。また「構想」は構想であつて、私たちの計画、意図通りに動くものではない。今の攻撃は、労働、人権、福祉、教育、環境など全面的であり、政治的、社会的でもある。世界の動きがただちに「茶の間」に波及する。そういう中で私は情勢は甘いものではないと思つているが、一方では、神戸市における市民投票条例制定運動のように、「普通の」市民が、私たち「指導部」よりも一歩前へ出る情勢もある。私たちの手の届かないところで、争議があつたり、運動がおこる状況でもある。私たちが直接支援できなくても、支える視点を持つべきである。広い共同行動の姿勢を貫くことである。何がしたいかといえ、まず第一に自らが動き、仲間に訴えることである。仲間は訴えをまわっている。第二に、これは労働者党(私にとっては新社会党)の任務と役割だと思ふが、常に準備するために、党のまわりに、否、自らの課題として、地域、職場に「憲法をいかす会」「憲法・〇〇会議」を作ることである。憲法問題の学習から始めればよい。それを軸に地域にどんな共闘組織ができるかわからないが、新ガイドライン、日の丸・君が代、そして福祉、教育……すべてが、現場、生活の場にあるのである。子ども、高齢者、女性、農民、中小経営―それこそコミュニティ自身が破壊されようとしている。国家再編の中で自治体も焦点である。そのような中で改憲の国民投票に対抗する運動を担う組織が生まれてくる。これらが、日本的「社会労働組合」論になるかも知れない。私は労働組合運動の再生と改憲阻止戦線の構築は一体(車の両輪)のものだと考えているが、「構想」は労働者部隊結集の大綱なのである。

二〇〇〇年の課題——第一步を踏み出そう

今年は一〇〇〇年——二〇世紀最後の年、新しく二十一世紀を準備する年でもある。

政局は、定数削減への波乱を含みながら十月の衆院任期満了までに、いつでも解散が予想されるわけで、また二〇〇一年参院選をもにらんで、揺れ動いていくであろう。兵庫三区「岡崎」勝利をめざして全力をあげねばならない。

私なりに二〇〇〇年前半の動きについて抜き出してみたが、たいへんな状況である。もちろん、これ以外にも、私のつかんでいない地域、職場の状況があるわけで、厳しいととらえるか、世の中を変えていく機会だととらえるのか、私たちの構えがとわれる。私たちは改憲阻止戦線を当面の戦略的課題として定め、憲法闘争を担う地域組織づくり、そして労働者運動のたて直しに具体的に着手する時である。労働運動については言えば本当にゼロ春闘を覚悟し私たちの「手づくり春闘」の出発としなければならぬ。地域共闘（地区労）を結成し、労働一〇番など、着手することである。

さらに、私たちが焦点化するべきは、自治体改革闘争である。現在の分権は、自治体再編（市町村合併など）と福祉切り捨てが並行して進み、公務員労働者のみならず、一般に公共サービス労働者のリストラ、再編、そして公務員関係労働組合の破壊として進んでいる。ガイドラインも、日の丸・君が代も公務職場（自治体、学校など）に先行しているし、自治体、住民を巻き込む形で進んでいるのである。その意味で「兵庫県構造改革案」をはじめ、各自自治体のリストラは、私たちに、地域闘争—地域労働運動の柱を与えてくれている。

また、環境、農業、教育問題も矛盾を集積しており、またとない機会なのである。さらに沖繩の現実、県内の基地のたらいまわし（やはりアジアの基地、軍事戦略のキーストーン）、それを実現するための一〇〇〇億円（一〇年）にのぼる沖繩本島北部開発—それは沖繩の環境を破壊する。こんな局面にたたされていく。本土の運動が追い込んでいく。私たちは、大震災を経験した。自己批判はザンゲではなく、沖繩に学び、震災五年後からこそ、本当の闘いが始まるのである。（松枝 佳宏）

◇読む、詠む、積ん読◇

日の丸・君が代の戦後史

『日の丸・君が代の戦後史』（田中伸尚著・岩波新書）を読んで思った。

それは、「日の丸・君が代」の強制に抵抗し闘う意味について、自分たちのこれまでの国労バツジ着用や氏名札着用の強制などをめぐる一連の攻防で共通するものがあるからだ。いずれの攻撃も、日本国憲法第十九条（思想・良心の自由）に反する。いわば、心の自由、精神の自由、思想・信条の自由を侵すというものである。

本書の中では、強制に異議を申し立て、処分に敢然と立ち向かう人たちが登場する。国鉄「分割・民営化」を前後する自分たちの闘いと重ね合わせて読めた。

「本書の取材で出会った人びとは、それぞれ果敢で、勇気があって、逞しい。とても魅力的な人たちだった。戦後民主主義は、そんな存在感のある人たちを、多くはないが生んできた」（あとがき）と。

また、日本は「敗戦前の意識と感性がほとんどそのまま継承されている」ともいう。（M）

自民、自由は五年以内に「改憲」主張

—「憲法調査会」で憲法論議はじまる—

憲法調査会が動き出した。二月十六日の参議院、十七日の衆議院の調査会で各党の方向が明らかとなった。自民党改憲派の中山太郎が会長である衆院の調査会はず先①憲法制定時の歴史的経緯について(三月末まで)、②戦後の違憲判決について最高裁から報告を受けること、(四月以降)になった。①は現憲法はアメリカによって作られたことを立証し、改憲の一つの理由(自主憲法制定論・自民党)にしようというねらいである。②は、最高裁の自衛隊や基地などについての憲法判断は、大筋政府の施策方針にそっており(判断を避けた場合も多くあったが)、歴代自民党政府の施策は正しかったということ論証しようとして見られる。加えて政府・自民党側のこれまでの現行憲法の拡大解釈や、いわゆる「解釈改憲」の正当性を主張し、世論の同意をえようとする意図も見える。それは、衆参の自民党委員の「時代に対応」「広い角度から検討」等の発言に示される。

自由党は「調査開始後三年目に『新しい憲法』の概要を示し、五年目には制定をはかる」と調査会の早期終了(中間報告で)をねらっており、機関車の役割を果そうとしている。公明党は、基本的考え方は自・自に同調しているが、「九条堅持、憲法三原則は不変。十年をめどに国民的論議を展開する」と当面は歴史的経緯や制定の背景などをじっくり勉強することを主張しながら、世論の動向、ことには創価学会内の憲法観を見定める方向だ。

民主党は、党内が改憲(鳩山派)と護憲(横路派)に分かれており、同党の憲法調査会(鹿野道彦会長・鳩山派)は当面の方針(調査会での主張)を①初めに改憲ありきの立場はとらない。しかし改正してはならないとの立場もとらない。②二十一世紀のあるべき国家像を構想する立場から議論する。③強引な運営には反対するとの立場から「『論憲』の立場に立つ」と主張した。

民主党は党結成以来「論憲」といつてきたが、それは論議して前文や九条を改憲しようというもので、自民党側は「自・自に同調して」と想定している。「護憲」を言う横路派がどのような態度をとるか、どう変化するか注目される。

共産党は一月の第五回中央委員総会で憲法調査会設置は「憲法改悪への足がかりをつくる」との認識のもと三つの方針を決定している。基本的立場は護憲であるが自衛権や自衛隊について、やがて容認に出る心配がある。民主党との連立政権を組むために(実際にはありえないと思うが)、基本政策の転換(歴史的妥協)も考えられる。社民党は、「改憲反対」「九条中心でないことを明確にすべき」との主張だが、土井たか子党首周辺と労組出身議員などの「実権派」とは護憲でかならずしも一致しておらず、ぎくしゃくしている。いずれにせよ、自自公に加え民主党改憲派は、調査会の設置によって改憲に向かつて勢いづいており、二、三年のうちに(中間報告で)調査会を打ち切り、改憲案の作製へと動いてゆくのではないかと考えられる。自自公民の改憲派をまとめて保守政界の再編を右翼政治勢力は意図しており、やがては石原慎太郎東京都知事等の極右勢力もこれに参加する可能性もでてきている。

これに対抗する護憲派の具体的活動は何か。それはいうまでもなく護憲の諸党、諸グループ

ープが主体的に現行憲法の学習から始めて、その進歩性を広く中小企業や農漁民を含めた勤労国民を啓発し、教宣することである。そしてさらには、日本支配層の改憲を必要とする意図やねらいを政治的背景にとどまらず、財界・巨大資本（多国籍資本）の帝国主義的覇権の実態をバクロすることである。資本主義の矛盾は、勤労国民への生活の圧迫となつて現れており、これとのたたかいは働く者の本来の運動である。

共同戦線の構築の緊急性を忘れてはならない。現在、全国各地で党派を問わずもさくさくしている「憲法を活かす会」「憲法を守る会」等の組織化は共同戦線の重要な基礎である。

（政権研究班）

寝たきりの人が「契約」できるの

— 介護サービス実施に新たな問題浮上 —

国は原則として保険料の金額を決め、介護報酬を決め、自治体は保険料を徴収し、要介護認定をするのが責務。これまでの高齢者福祉のように、国、自治体が公的責任と公的費用負担をする措置は、介護保険にはない。介護保険法の本文では利用者の権利を定めていない。利用者の権利が出てくるのは、介護サービス業者と契約を結ぶから。あくまで法律上の「権利」ではなく、契約上の権利だ。契約内容が不明確であれば、権利行使ができなくなることもある。要介護者が契約できるかも問題だ。日弁連のモデル契約書づくりにかかわった弁護士の高野範城氏は、東京社保協・全国老問研主催の介護保険市民相談員養成講座でユーモアあふれる講演で一時間半熱弁をふるった。以下その要約である。（編集部）

介護保険と介護サービス契約書について

契約締結の問題点（一）

弁護士 高野 範城

一、契約の当事者をめぐる問題

（一）**事業主と契約** 1、介護保険は戦後五〇年以上にわたって続いてきた措置制度を解体し、契約制度に切り変えるところに大きな意味があります。しかも、その契約の一方の主体は、国や自治体ではなく、原則として民間の介護サービス業者になります。民間の介護サービス業者の中には、ホームヘルパー等の在宅の業者や特別養護老人ホームなどの施設の業者も含まれます。

2、前記の各業者の中には、特別養護老人ホームのように社会福祉法人として実績もあり、長い伝統もある業者から、資本金三〇〇万円程度の新設の有限会社まで、さまざまであります。在宅の介護サービス業者の少なからずは、営利の追求を第一として、業務を行うことになるため、高齢者の権利擁護について十分な理解がないのが実態ではないかと思われまます。

老人病院や老健施設を除くと、どの介護業者にも共通していえることは、従来は自治体が決める措置で介護サービスを行っていたため、要介護状態の高齢者との契約には不慣れなことです。

（二）**要介護の高齢者と契約** 1、介護サービスの利用者である高齢者の中には、身体が著しく虚弱な人から痴呆性の老人まで、さまざまなおりがります。これらの人々は、従来、長年にわたって自治体の措置で介護サービスを受けていました。

それゆえ、突然、利用者自身が介護サービスの種類や業者を選択ができるようになったといわれなくても、それに関する適切な情報を利用者自身もっていないことに加えて、利用者自身が適切に契約を結ぶ判断能力を有しているか否か疑問なしとしません。

2、要支援から要介護1から5の人の身体と精神の状況、とりわけ要介護度4、5の利用者の介護状態を考えるならば、介護サービス契約を結ぶにあたって、判断能力が不十分か著しく劣っている人が多いというのが実態ではないかと思われまます。

もちろん、身体と精神の問題はまったく別ですから、本来は切り離して考えるべきなのでしょうが、要介護の認定を受ける人の多くは高齢で、気力、体力が落ちてきている人であることを考えると、はたして対等な当事者として契約を有効に結ぶことができるのか疑問です。

3、厚生省が介護保険を措置ではなく契約の方法でやるとしたのは、財政上の理由もありますが、要介護度4、5の人でも意思能力はあるという前提です。しかし、要介護度4とか5に該当する人の少なからずは意思能力の有無等に問題がある人ではないかと思っけています。さらに、痴呆性の高齢者の意思能力の有無、程度はさまざまな態様があります。

俗にいう「まだらボケ」がそれです。私も法律家からみれば、痴呆性老人の意思能力の有無、程度は、一義的に確定できるものではなく、その意味で、従前の民法の意思能力論と同一次元で論じてよいのか疑問なしとしません。その意味で、元氣な対等の事業者の契約と高齢者の要介護状態の人の契約は、権利の擁護の面で別異の扱いが必要でです。

二、高齢者の権利擁護と介護サービス契約の関係

(一) 要介護状態の人の権利擁護 1、従来の措置制度ですと、介護サービスの「良し悪し」をめぐってトラブルが発生したときは、自治体へ苦情を申し出ればよかつたといえます。しかし、今度の介護保険は、契約上のサービスに関してのトラブルは、原則として自治体は責任を負いません。したがって、契約上のトラブルは介護サービス業者と利用者の間でそのトラブルを処理しなければならぬことになりました。

ところで、介護を受ける高齢者の多くは、七五歳以上の後期高齢者であり、かつ要介護状態にある人であることもあって、気力も体力も失せつつある人々です。家族が介護サービス業者に苦情をいうことはあつても、気力、体力が落ちてきている利用者本人が介護サービス業者に対して苦情を言うということは、現実的には非常に難しいと思われます。

2、国がその責任で措置から契約にしたのですから、本来ならば介護保険法本文の中に、①苦情処理、②秘密の厳守、③成年後見 ④福祉オンブズマンなど的高齢者の権利を擁護する事項を定めるべきでした。せいぜい省令の中で業者に対して一定の定めがあるのみです。それゆえ、介護サービスに関する契約書の中で、高齢者の権利をしつかり擁護するような条項を定めることが、このほか重要になってくるといわねばなりません。

3、高齢者の権利擁護とは、介護サービス契約が明確であつて、紛争が生ずる余地がないようにすることです。紛争が生ずる余地がないようにするために、契約書の本文の中に高齢者にどんな権利があるかを詳しく明記することです。介護サービス契約書で、高齢者の権利擁護のために重要な役割を果たすことが期待されている人として、ケアマネジャーの制度があります。ケアマネジャーは、自己のプランどおりに契約がなされているかを確認し、高齢者の権利が不当に侵害されないようにする義務があります。利用者の側としては、契約書の署名欄にケアマネジャーに立会人もしくは確認者として署名捺印してもらふべきです。

(二) 成年後見と契約 1、特別養護老人ホームに出向いたときに一番驚くのは、徘徊したり、一カ所立ち止まった状態で長時間鍵穴などを覗いている人です。これらの痴呆性の高齢者の権利を擁護するためには、本人に正当な代理人をつけることです。代理人の選定は、本来、本人に意思能力が必要です。現在の禁治産制度は、本人に代わって後見人が財産等の管理をする制度ですが、前述の痴呆性老人の諸問題に対処するにはあまりにも不十分です。それゆえ、成年後見制度が世界各国で制定され、日本でも現在国会で審議中です。

そこで問題は、介護サービス業者が介護サービス契約を利用者との間で結ぶにあたって、痴呆かどうか、判断能力があるか否かを容易に判定できるかです。意思能力がないのに利用者として契約をしたのであれば、その契約は無効となります。業者の方としては、後日の契約の無効、有効の争いを避けるために、家族の人たちに判断能力を確認する必要があります。しかし、高齢者の意思能力の前述した特徴からすれば、一人暮らしの老人の場合に、右の確認は短時間のうちには十分できない恐れが大了。さりとて、第三者のためにする契約のように、家族もしくは第三者との間で介護サービス契約を結んだとしても、介護保険はあくまでも利用者本人との契約です。のみならず、利用者本人が第三者が結んだ契約の効果を受ける意思能力がなければ、その契約自体が後日、無効となりかねません。大事をとって後見人を選任してもらい、その後見人と介護サービス契約を結ぶしかないと思われます。

2、ただ、成年後見人の選任は、家庭裁判所にお願ひすることになりますので、選任までは数ヶ

月の日時を要することになります。その間、介護サービス業者としては、サービスを中断するわけにはいかないので、償還払いの方法をとってもらうか、後日成年後見人が選任された場合に正式に契約を結ぶことにして、仮契約みたいなものを立会人（たとえば、家族、民生委員）との間で結んで、臨時的に対処せざるを得ない事態が生ずる可能性が大きいといえます。

3、意思能力はあるものの、判断するのに時間がかかる、一人で行動できない要介護状態の人が多いのではないかと思います。厚生省は、このような人を対象にして、地域福祉権利擁護事業にもとづく生活支援員を選任しています。

生活支援員は、利用者本人の使者もしくは代理人として行動することが多いと思います。さらに、介護サービスの選択等について、生活支援員がアドバイザーするときもあると思います。利用者本人の意思を確認して、契約書の署名捺印を代行する場合もあるのではないかと思います。介護サービス業者としては、可能な限り、生活支援員に立ち会ってもらったらいのではないかと考えています。（つづく）

※ 高野 範城（たかの のりしろ）氏は弁護士会主催の各種人権擁護シンポジウム「学校生活と子どもの人権」（八五年）、「高齢者の人権と福祉」（九五年）、「高齢者の財産管理」（平成八年）等）に実行委員として参加。日本弁護士連合会の人権擁護委員会内の社会保障問題調査研究委員会にて、「養護施設をめぐる法的諸問題」（八〇年）、現在、日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会委員。「これでもいいのか介護保険」佐野正人、伊藤周平と共著（エイデル研究所）

◇ 読者からのおたより ◇

「平和を守り、くらしに憲法を生かす会」結成 一月九日、「平和を守り、くらしに憲法を生かす会」を旭川で結成しました。微力ながら小生が事務局を担当することになりました。すべての「平和」と憲法を大事」に活動することは、難しい課題です。五月三日の憲法記念日を中心に、今から大きな企画を考えたいと思っています。（旭川・N）

編集部より 連日の活動に心から敬意。結成から活動、運動へ。衆・参院の「憲法調査会」も始動。北海道の世論を「護憲」で大きく結果してください。

苦言 「通信」第七五八号巻頭言にある「労使関係の白ムク論」。たとえが悪い。社長までがこんな考えているのでは、他の男性はおして知るべし。封建制度をなくす運動のリーダーが。根深い課題です。（北海道・S子）

編集部より たとえがよくないですか。文章書くこと難しい。気をつけます。

「集まり話し合う」ことを原点に 昨年は、平成不況といわれる中で、私達郵政で働く者にとっても厳しい一年でありました。私達を取り巻く状況には、総合担務のさらなる推進、地域区分局の非常勤化による減員、新処理システムによる減員など、私達が働いていく中で労働強化がますます進んでいるといっても過言ではありません。

私達は、「定年まで健康で安心して働き続けられる職場づくり」を活動基調としていますが、日々働く中でキツイ・しんどいと思うことが増えてきていることも事実であります。

職場を良くするためには、労働者として仲間として、お互いの絆をより深くしていかなければなりません。そのためには「集まり、話し合う」ことを原点とし、違う意見にも耳を傾け、率直に言い合える関係を作り上げていかなければなりません。苦しい時、つらい時は職場での団結が最も重要となってきます。そのために「集まり、話し合う」ことを、お互いに持ち続けたい。

（全通中丹支部・「日刊ちゅうたん」）

編集部より 郵便局、よく利用します。職場に笑いとゆとりがないようです。総合担務、人事交流のなせるわざと思われまます。明るい職場づくりにさらにご尽力を。

社会の「発信基地」に 二〇〇〇年一月号もなかなか迫力ある紙面構成でした。とくに、藤沢、稲村、小西さんら田野のかたがたのびのびとご自分の主張をされているところが本当に素晴らしいですね。社会通信の優位性でしょう。私も藤沢さんの意見に賛成です。西欧型民主主義というのは多数決の原理で、どうしても少数意見が切り捨てられます。その民主主義の欠陥を補う方途を見出すなければなりません。そこがもっとも大切な気がします。ともかくも何でもいい、「社会」に係のある評論、研究、主張、レポートなどバンバン掲載して、社会の発信基地になって。

（日教組・K）

編集部より 過日はお世話になりました。ツレアイも大喜び。さらにがんばる。